

宇都宮市特殊詐欺撃退機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する特殊詐欺撃退機器購入費補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、特殊詐欺撃退機器を購入する者に対し、その費用の一部を補助することにより、特殊詐欺被害の未然防止を図り、もって市民の財産を守ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「特殊詐欺撃退機器」とは、電話による特殊詐欺被害を未然に防止することを目的に製造された電話機又は機器であつて、次の各号のいずれかに該当する機能を持つ電話機又は電話機に外部接続可能な機器をいう。

- (1) 電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中に自動的に通話内容を録音する機能
- (2) 特殊詐欺等の迷惑電話の着信を自動判別し、着信を拒否又は着信ランプ等で警告表示する機能

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者であること。
- (2) 65歳以上の者のみの世帯又は家族と同居しているが、65歳以上の者が電話を受けやすい時間帯のある世帯であること。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 世帯に属するすべての者が本市又は警察から特殊詐欺撃退機器の貸与を受けていないこと。
- (5) 世帯に属するすべての者がこの要綱に基づく補助金の交付を過去に受けていないこと。
- (6) 世帯に属するすべての者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特殊詐欺撃退機器の購入に要する費用（購入事業者による取付が必要な場合は、その費用を含む。）とする。ただし、

市内に店舗を構えている事業者から特殊詐欺撃退機器の購入（通信販売を除く。）を行った場合に限る。

2 補助の対象となる特殊詐欺撃退機器（以下「補助対象機器」という。）は、1世帯につき1台に限るものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む。）に4分の3を乗じて得た額（その額に100円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とし、10,000円を上限とする。

（補助金の交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書兼交付請求書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象機器の購入した日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器の購入に係る領収書（申請者の氏名、品名、事業者名及び日付の記載があるもの）の写し
- (2) 補助対象機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書等の写し
- (3) 申請者の振込口座通帳の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請書兼交付請求書の提出を受けたときは、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書（別記様式第2号）又は不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第13条の規定による補助金の額の確定があったものとみなす。この場合において、補助金の額の通知については、前項の規定による通知をもってされたものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第15条第3項の規定による書類の提出があったものとみなす。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（平成31年4月1日告示第135号）

宇都宮市特殊詐欺撃退機器購入費補助金交付要綱を次のように定め、平成31年4月1日から適

用する。この場合において、この要綱は、同日後に購入した特殊詐欺撃退機器について適用する。

改正文（令和3年3月31日告示第121号）

令和3年度分の補助金から適用する。